令和９年度分　国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針（案）

○　令和７年度から医療水準反映係数αを段階的に減少させており、９年度についてはα＝0.4とする。
○　「過年度調整（納付金の過多）」は、令和７年度決算剰余金から国庫負担金返還金等を除いた約４８億円を納付金の減算に使用し、子ども・子育て支援納付金分による大幅な上昇を抑制する。
○　他の項目は昨年度と同様の方針としたい。

１　納付金の算定に係る方針

項目	方針
医療費水準反映係数α [市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準を、納付金の配分にどの程度反映させるかを設定する係数]	**○　令和９年度はα＝0.4とし、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を納付金の配分に反映させる割合を令和７年度以前と比較して減少させる** [年度ごとのαの設定スケジュール] 令和6年度：1／令和7年度：0.8／令和8年度：0.6／**令和9年度：0.4**／令和10年度：0.2／令和11年度：0 （医療費指数反映係数α）
所得係数β [所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数]	**○　医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども分それぞれについて、全国平均を１とした場合の千葉県の所得水準に応じて毎年度国から示される係数βにより決定する** [納付金の配分において、応能分：応益分＝国の示すβ：１となり、年齢調整後の医療費水準が同じであれば同じ納付金水準となる配分とする] **○　市町村標準保険料率算定の際に用いる所得係数βも上記と同様の係数とする**
高額医療費負担金等の共同負担	**○　高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、特別調整交付金（県分）については、県全体の納付金額から減額する** **○　審査支払手数料については、県全体の納付金額に加算する**
医療給付費・被保険者数等の推計	**○　国が示す推計方法・市町村からの意見等を総合的に勘案し推計する** **○　被保険者数の推計に当たっては、コーホート要因法を採用する**
納付金及び市町村標準保険料率算定に用いる賦課限度額	**○　医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども分それぞれについて、国が政令で定める賦課限度額と同額とする**

項目	方針
保険者努力支援制度（都道府県分）の取扱い	**○　県全体の納付金額から差し引く** [千葉県への評価を市町村全体で享受できるようにするため]
過年度調整（納付金の過多）	**○　決算剰余金から、国庫負担金返還金等を除いた約４８億円を納付金の減算に使用する**
県繰入金の活用方法	**○　国保法第７２条の２の規定により一般会計から特別会計に繰り入れる医療給付費等の９％相当分のうち、１号繰入金（８％）を県全体の納付金額の引下げに活用する**
国保事業費納付金・保険給付費等の対象範囲	**○　「千葉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱」に準ずる** [即ち、出産育児一時金・葬祭費・保健事業費等は対象としない]

２　標準保険料率の算定に係る方針

項目	方針
保険料率の設定に係る基本的な考え方	**○　令和９年度については、統一の保険料水準とはしない** [現状では市町村間の医療費水準や収納率格差が存在し、市町村個別の歳入歳出の取扱い方針等が未確定のため]
市町村標準保険料率の算定方式	**○　医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども分それぞれ２方式とする** [都道府県標準保険料率(２方式)との比較が容易であり、１世帯当たりの世帯員数も減少傾向にあるため] **○　市町村が実際に採用する算定方式による標準保険料率の算定も併せて行う**
標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率	**○　過去３か年の平均収納率とする** [現年分(医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分)における３か年平均] ※子ども分については、上記で算出した収納率を適用する
過年度の収納見込額	**○　R7収納実績額の 85%とする** [収納率と同様に共通の基準を設けることが適当（R2から設定）]